







町長	副町長	課長	補佐・主幹・参事	次長	係長	係	合議	補助金交付決定及び額の確定
								通知書

上林務第3187号

平成23年 3月23日

振込代り 3,133,705円  
 作業者 1,642,200円  
 計 4,775,905円

南富良野町長 様

北海道上川総合振興局長

平成22年度森林環境保全整備事業（秋期）に係る補助金の交付決定及び額の確定について

平成22年 11月 11日申請の平成22年度森林環境保全整備事業（秋期）について、別添指令書のとおり決定しましたので通知します。

記

補助金支払予定日 平成23年 3月31日

産業振興部林務課造林係  
 担当：佐藤  
 tel 0166-46-5952 内 2559  
 fax 0166-46-5210



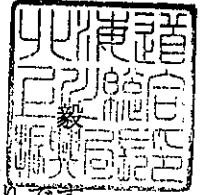
南富良野町

申請者

平成 22 年 11 月 11 日申請の森林環境保全整備事業に対し、金 477 万 5,905 円を補助し、及び同額を補助金の確定額とします。ただし、次の事項を守らなければなりません。

平成 23 年 3 月 23 日

北海道上川総合振興局長 窪 田



1 この補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は次のとおりです。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
森林環境保全整備事業 (機能増進保育)	11,939,765 円	4,775,905 円
うち道州制分	11,939,765 円	4,775,905 円

- 2 補助事業の完了年度の翌年度から起算して 5 年以内に(1)に掲げる行為又は当該作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内に(2)に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ支庁長にその旨届け出るとともに、当該転用等(転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。)に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければなりません。
- (1) 当該補助事業の施行地を森林以外の用途へ転用(補助事業の施行地を売渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ変更される場合を含む。)又は補助事業施行地上の立木の全面伐採除去を行う行為。
- (2) 当該補助事業で開設し又は改良した育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、団地間伐作業道及び長期育成循環作業道(以下「育成単層林作業道等」という。)及び森林環境保全整備事業実施要領(以下「要領」という。)第1の4の(5)の規定に基づき整備する作業道等の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為。
- 3 事業計画に基づいて行う事業のある場合において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたときは、当該取消しに係る事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還しなければなりません。
- 4 作業道等(育成単層林作業道等を含む。以下同じ。)の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして支庁長が認めた場合を除く。)は、当該作業道等につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければなりません。ただし、要領第1の4の(5)の規定に基づき整備する作業道等の開設に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しない路線区間があるとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、当該路線区間に相当する交付を受けた補助金相当額を返還しなければなりません。
- 5 必要に応じ、補植及び成林に必要な保育管理を行わなければなりません。
- 6 流域育成林整備事業における事業主体は、人工造林の伐採前特殊地拵えを行った場合において、当該施行地につき、その翌年度から起算して 2 年以内に苗木の植栽を行わな

いときは、交付を受けた伐採前特殊地拵えに係る補助金相当額を返還しなければなりません。

- 7 公的森林整備事業、流域育成林整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業における事業主体は、整理伐を行った場合、当該施行地につき、その翌年度から起算して2年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植え込み等の改良を行わないときは、交付を受けた整理伐に係る補助金相当額を返還しなければなりません。
- 8 公的森林整備事業、流域育成林整備事業における誘導伐を行った場合、当該林地につき、「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整第718号）に基づき締結された長期育成循環施業協定及び市町村に提出した同意書に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わない場合（確実な更新が図られると支庁長が認めた場合を除く。）及び立木の材績が長期育成循環協定に定める維持すべき立木の材績を下回ることとなる伐採を行ったときは、交付を受けた誘導伐に係る補助金相当額の返還を命ずることがあります。
- 9 虚偽の申請、その他事業の実施に不正又は不当と認められる行為のあったときは、補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることがあります。
- 10 補助事業により取得し又は効用の増加した財産は、事業完了後において善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。
- 11 この補助事業により取得し又は効用の増加した財産は、支庁長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはなりません。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過した場合はこの限りではありません。  
また、支庁長の承認を受けて処分したことにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を道に収納させることがあります。
- 12 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ支庁長に届け出るとともに当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額の返還を命ずる場合があります。
- 13 森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して10年間、農林水産大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはなりません。
- 14 公的森林整備事業、流域育成林整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業における事業主体は、除・間伐実施後おおむね10年間は皆伐を行わないこととされている当該施行地は、原則10年間は皆伐をしてはなりません。
- 15 森林組合長等が補助金を代理受領する場合は、全額、補助事業者に直接配布しなければなりません。ただし、当該造林地の森林保険料、苗木代金、運賃諸経費、肥料代、事務取扱手数料及び受託事業費に限り、精算して支払うことができます。
- 16 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合における、その後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 17 補助金の受領者は、その支払を明らかにした書類を5年間（当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して）は、整理保管しなければなりません。

（産業振興部林務課造林係）



共通第1号様式

平成22年度 補助金等交付申請書

平成22年11月11日

北海道上川総合振興局長 様

申請者 住 所 空知郡南富良野町字幾寅  
氏 名 南富良野町長 池 部 彰

事業名 平成22年度 森林環境保全整備事業（機能増進保育）

上記事業に関し補助金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

3. 事業の目的及びその概要





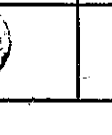

南富良野町における民有林林業を振興し、もって国土の緑化と森林資源の確保を図るため、森林整備 18.38ha、作業道 440mを実施する。

4. 事業の着手及び完了の年月日

着 手 平成22年 7月 8日

完 了 平成22年11月 2日



町長	副町長	課長	補佐・主幹・参事	次長	係長	係	係
							

補助金の交付決定及び額の確定について  
 補助金 1,203,599円 (24)  
 (作業費) 2,934,246円 (-)  
 (雑費) 9,482,105円  
 (作業費) 1,187,488円  
 若狭部 232,625円  
 計 5,440,063円  
 3月29日入金

上林務第 3371号  
 平成22年 3月24日

南富良野町長 様

北海道上川支庁長

森林環境保全整備事業補助金の交付の決定及び額の確定について  
 先に申請のあった平成21年度森林環境保全整備事業（秋期）に係る補助金の交付について、別紙指令書のとおり決定し、及び同額をもって額を確定したので通知します。

なお、補助金は指定の金融機関を通じて支払いますので申し添えます。

(産業振興部林務課造林係)



空知郡南富良野町字幾寅867  
南富良野町

平成21年11月5日申請の平成21年度森林環境保全整備事業に対し、  
金1,544万63円を補助し、及び同額を補助金の確定額とします。ただし、次の事項を守らなければなりません。

平成22年 3月24日

北海道上川支庁長 坂口 収



1 この補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は次のとおりです。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
平成21年度森林環境保全整備事業	円	円
森林整備	38,600,198	15,440,063
うち道州制分	円	円

- 2 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に(1)に掲げる行為又は当該作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内に(2)に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ支庁長にその旨届け出るとともに、当該転用等(転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。)に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければなりません。
  - (1) 当該補助事業の施行地を森林以外の用途へ転用(補助事業の施行地を売渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)又は補助事業施行地上の立木の全面伐採除去を行う行為。
  - (2) 当該補助事業で開設し又は改良した育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道及び長期育成循環作業道(以下「育成単層林作業道等」という。)の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為。
- 3 事業計画に基づいて行う事業のある場合において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたときは、当該取消しに係る事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還しなければなりません。
- 4 作業道等(育成単層林作業道等を含む。以下同じ。)の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして支庁長が認めた場合を除く。)は、当該作業路につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければなりません。
- 5 必要に応じ、補植及び成林に必要な保育管理を行わなければなりません。
- 6 公的森林整備事業、流域育成林整備事業における誘導伐を行った場合は、当該林地につき、「長期育成循環施業の実施について」(平成13年3月30日付け12林整整第718号)に基づき締結された長期育成循環施業協定及び市町村に提出した同意書に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わない場合(確実な更新が図られると支庁長が認めた場合を除く。)及び立木の材積が長期育成循環協定に定める維持すべき立木の材積を下回ることになる伐採を行ったときは、交付を受けた誘導伐に係る補助金相当額の返還を命ずることがあります。



- 7 虚偽の申請、その他事業の実施に不正又は不当と認められる行為があったときは、補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることがあります。
- 8 補助事業により取得し又は効用の増加した財産は、事業完了後において善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。
- 9 この補助事業により取得し又は効用の増加した財産は、支庁長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはなりません。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過した場合はこの限りではありません。  
また、支庁長の承認を受けて処分したことにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を道に収納させることがあります。
- 10 公的森林整備事業、流域育成林整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業における事業主体は、除・間伐実施後おおむね10年間は皆伐を行わないこととされている当該施行地については、原則10年間は皆伐をしてはなりません。
- 11 森林組合長等が補助金を代理受領する場合は、全額、補助事業者に直接配布しなければなりません。ただし、当該造林地の森林保険料、苗木代金、運賃諸経費、肥料代、事務取扱手数料及び受託事業費に限り、精算して支払うことができます。
- 12 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合における、その後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 13 補助金の受領者は、その支払を明らかにした書類を5年間（当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して）は、整理保管しなければなりません。

(産業振興部林務課造林係)

事業の種類	支 斤 市 町 村	申請方法	係組判定
681	08	16	3
ヌキハリスン (ソウシホク 8%)	カミカワ ミナミツラノチヨウ		チヨウ ソウ

事業の区分	申請番号	氏名	消費税率	面積 ha	施 業 内 容			当 り			標準単価 円	実行経費 円	査定 係数	査定経費 円	うち消費税 補助金額 円		
					樹種	林齢	傾計	下刈回数	散布方法	伐木作業内容						枝打(私)高	改 良
	2500101	ミナミツラノチヨウ (23~7)	9	464	カラ	44	2	2	1	3	1	0.000	47089	261131	1153954	1961721	39232
	2500102	ミナミツラノチヨウ (59~7)	9	1596	カラ	43	2	2	1	3	1	0.000	47089	261131	1211648	2059801	823920
	2500103	ミナミツラノチヨウ (-8)	9	712	カラ	49	2	2	1	3	1	0.000	48960	271507	1841082	3129839	62593
	2500104	ミナミツラノチヨウ (-10)	9	824	カラ	44	2	2	1	3	1	0.000	47089	261131	2049263	3483747	69670
	2500105	ミナミツラノチヨウ (-11)	9	356	カラ	49	2	1	2	3	1	0.000	46154	255944	1475210	29504	
	2500106	ミナミツラノチヨウ (-19)	9	368	カラ	42	2	2	2	3	1	0.000	47089	261131	1633635	653454	
	2500107	ミナミツラノチヨウ (~20)	9	1224	カラ	42	2	2	2	3	1	0.000	47089	261131	5174886	103491	
	*****			5544											13840530	23528897	470549
															14532514	24705268	9882105
合 計				5544											14532512	24705268	9882105

共通第1号様式

平成21年度 補助金等交付申請書

平成21年11月 5日

北海道上川支庁長 様

申請者 住 所 空知郡南富良野町字幾寅  
氏 名 南富良野町長 池 部 彰

事業名 平成21年度 森林環境保全整備事業

上記の事業に関し補助金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業の目的及びその概要

南富良野町における民有林林業を振興し、もって国土の緑化と森林資源の確保を図るため、森林整備 197.57ha、作業路 1,440mを実施する。

2. 事業の着手及び完了の月日

着 手 平成21年 6月11日

完 了 平成21年10月30日

# 事業実績書

(事業区分 流域育成林整備事業)

番号	事業主体名	施行地	事業区分	事業の種類	事業細目	補助区分	事業内容						備考		
							樹種	林齢	面積	苗木本数	散布回数及び方法	下刈回数		肥料種類	数量
5001-01	南富良野町	空知郡南富良野町宇幾賀	機能増進保育	抜き伐り		森林施業計画	カラマツ	44	4.64						23-7
5001-02	"	空知郡南富良野町宇北落合	"	"		"	"	43	15.96						59-7
5001-03	"	"	"	"		"	"	49	7.12						59-8
5001-04	"	"	"	"		"	"	44	8.24						59-10
5001-05	"	"	"	"		保安林等	"	49	(400) 3.56						59-11
5001-06	"	"	"	"		"	"	42	3.68						59-19
5001-07	"	"	"	"		"	"	42	12.24						59-20
合計							7件		(400) 55.44						

町長	副町長	課長	主任	係長	係長	係	合議
						附	會計管理
							不在

補助金の交付決定及び額の確定  
 通知書  
 樹下柵殺(後尾林) 1,147,594円  
 " (長期) 601,481円  
 抜き作り 2,243,299円  
 免状代 583,957円  
 補助代 282,958円

上林務第 3170 号  
 平成 21 年 3 月 23 日

広葉樹林改良 2902,974円  
 抜き作り作業路 1,861,676円  
 広葉樹林改良作業路 2,165,124円  
 樹幹腐止施設 87,265円  
 再造林 111,427円

北海道 上川支庁 長 計 11,090,735円  
 (3126 入)

南富良野町長 様

補助金の交付の決定及び額の確定について  
 先に申請のあった平成 20 年度に係る森林環境保全整備事業(秋期)の  
 補助金の交付について、別紙指令書のとおり決定し、及び同額をもって額  
 を確定したので通知します。

なお、補助金は指定の金融機関を通じて支払いますので申し添えます。

(産業振興部林務課造林係)

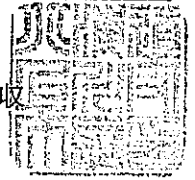


住 所 空知郡南富良野町字幾寅867  
 補助申請者 南富良野町

平成20年11月12日申請の平成20年度森林環境保全整備事業に対し、金1,109万735円補助し、及び同額を補助金の確定額とします。ただし、次の事項を守らなければなりません。

平成21年 3月23日

北海道上川支庁長 坂口 収



1 この補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は次のとおりです。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
平成20年度森林環境保全整備事業	円	円
森林整備	27,726,889	11,090,735
うち道州制分	円	円

2 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に(1)に掲げる行為又は当該作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内に(2)に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ支庁長にその旨届け出るとともに、当該転用等(転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。)に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければなりません。

- (1) 当該補助事業の施行地を森林以外の用途へ転用(補助事業の施行地を売渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)又は補助事業施行地上の立木の全面伐採除去を行う行為。
- (2) 当該補助事業で開設し又は改良した育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道及び長期育成循環作業道(以下「育成単層林作業道等」という。)の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為。

3 事業計画に基づいて行う事業のある場合において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたときは、当該取消しに係る事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還しなければなりません。

4 作業道等(育成単層林作業道等を含む。以下同じ。)の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして支庁長が認めた場合を除く。)は、当該作業路につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければなりません。

5 必要に応じ、補植及び成林に必要な保育管理を行わなければなりません。

6 公的森林整備事業、流域育成林整備事業における誘導伐を行った場合は、当該林地につき、「長期育成循環施業の実施について」(平成13年3月30日付け12林整整第718号)に基づき締結された長期育成循環施業協定及び市町村に提出した同意書に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わない場合(確実な更新が図られると支庁長が認めた場合を除く。)及び立木の材積が長期育成循環協定に定める維持すべき立木の材積を下回ることになる伐採を行ったときは、交付を受けた誘導伐に係る補助金相当額の返還を命ずることがあります。

7 虚偽の申請、その他事業の実施に不正又は不当と認められる行為のあったときは、補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることがあります。

8 補助事業により取得し又は効用の増加した財産は、事業完了後において善良な管理者の注意をもって

管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。

- 9 この補助事業により取得し又は効用の増加した財産は、支庁長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはなりません。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過した場合はこの限りではありません。

また、支庁長の承認を受けて処分したことにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を道に収納させることがあります。

- 10 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合における、その後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 11 補助金の受領者は、その支払を明らかにした書類を5ヵ年間（当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して）は、整理保管しなければなりません。

（産業振興部林務課造林係）

造林事業補助金交付内訳書

事業の種類	支庁	市	町	村	申請方法	森組判定
681	08		16		3	
スギ・リタン (ゾウジシホク)	カミカワ	ミナミフナノチヨウ			シチヨウ	

事業区分	申請番号	氏名	消費税	面積 ha	施業内容		改				伐木散	伐木作業内容	伐木出有	伐木(私)高	造林者数		標準単価	標準経費	実行経費	査定係数	査定経費	うち消費税補助金額
					樹種	傾計	下回	散布	出積	刈出積					かき起積	つる切り積						
2500101	ミナミフナノチヨウ		9	032	ト"45	1	2	1			3	1		000	000	46607	240804	73388	72301	170	122911	2458
2500102	ミナミフナノチヨウ (23-31)		9	272	カラ	41	2	2	1		3	1		000	000	51370	265412	687545	711226	170	1151510	23029
2500103	ミナミフナノチヨウ		9	032	アキ45	1	2	1			3	1		000	000	46607	240804	73388	72301	170	122911	2458
2500104	ミナミフナノチヨウ		9	032	ト"45	1	2	1			3	1		000	000	46607	240804	73388	72301	170	122911	2458
2500105	ミナミフナノチヨウ		9	032	スト45	1	2	1			3	1		000	000	46607	240804	73388	72301	170	122911	2458
2500106	ミナミフナノチヨウ		9	032	エ745	2	2	1			3	1		000	000	51370	265412	80888	83673	170	135471	2709
2500107	ミナミフナノチヨウ (23-44)		9	124	カラ	45	2	2	1		3	1		000	000	51370	265412	313440	308796	170	524953	10498
2500108	ミナミフナノチヨウ (13-33)		9	699	ト"53	1	2	1			3	1		000	000	48308	249593	1661579	1636962	170	2782835	55656
2500109	ミナミフナノチヨウ (-62)		9	064	ト"54	1	2	1			3	1		000	000	48308	249593	152133	149879	170	254794	5095
*****				1319														3189137	3141889		5341207	106819
合計				9	3298980						5608264			2243299				3348587	3298980		5608264	2243299





共通第1号様式

平成20年度 補助金等交付申請書

平成20年11月12日

北海道上川支庁長 様

申請者 住 所 空知郡南富良野町字幾寅  
氏 名 南富良野町長 池 部 彰

事業名 平成20年度 森林環境保全整備事業

上記の事業に関し補助金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業の目的及びその概要

南富良野町における民有林林業を振興し、もって国土の緑化と森林資源の確保を図るため、森林整備 87.67ha、作業路 1,030mを実施する。

2. 事業の着手及び完了の月日








着 手 平成20年 6月10日

完 了 平成20年11月10日

# 事業実績書

(事業区分 流域育成林整備事業)

番号	事業主体名	施行地	事業区分	事業の種類	事業細目	補助区分	事業内容							備考		
							樹種	林齢	面積	苗木本数	散布回数 及び方法	下刈 回数	肥料 種類		数量	
5001-01	南富良野町	空知郡南富良野町字幾武	機能増進保育	抜き伐り		森林施業計画	トナツ	45	0.32							
5001-02	"	"	"	"		"	カラマツ	41	2.72							23-31
5001-03	"	"	"	"		"	アカエリ	45	0.32							
5001-04	"	"	"	"		"	トウヒ	45	0.32							
5001-05	"	"	"	"		"	スロ-フ	45	0.32							
5001-06	"	"	"	"		"	ヨ-フカ	45	0.32							
5001-07	"	"	"	"		"	カラマツ	45	1.24							23-44
5001-08	"	"	"	"		"	トナツ	53	(460) 6.99							13-33
5001-09	"	"	"	"		"	トナツ	54	0.64							13-62
合計							9件		(460) 6.99							

町長	副町長	課長	補佐・主幹・参事	次長	係長	係	合議	補助金の交付決定及び額の確定通知
								

下刈(半落林) 566,037円  
 ヲ(残存林) 1,015,686円  
 刈除伐 2,246,849円  
 抜き伐 6,772,044円  
 跡身伐 763,171円

上林務 2337-19号

平成19年11月13日

(11月28日入封定)

南富良野町長 様

北海道上川支庁長

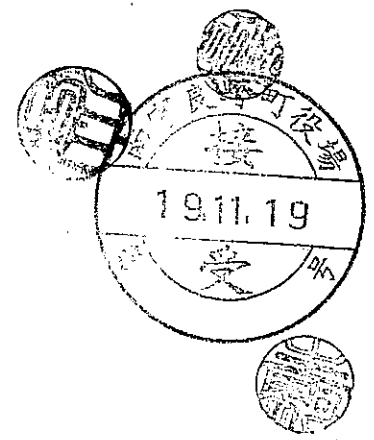


補助金の交付の決定及び額の確定について

平成19年8月6日申請の平成19年度森林環境保全整備事業(春期2回)に係る補助金の交付について、別紙指令書のとおり決定し、及び同額を持って額を確定したので通知します。

なお、補助金は指定の金融機関を通じて支払いますので申し添えます。

(産業振興部林務課造林係)



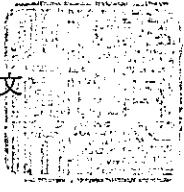
住所 空知郡南富良野町字幾寅 8 6 7

補助申請者 南富良野町

平成19年8月6日申請の平成19年度森林環境保全整備事業（春期2回）に対し、金1,130万6,787円を補助し、及び同額を補助金の確定額とします。ただし、次の事項を守らなければなりません。

平成19年11月13日

北海道上川支庁長 富 樫 秀 文



1 この補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は次のとおりです。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
平成19年度森林環境保全整備事業 (春期2回)	円	円
森林整備	28,267,015	11,306,787
うち道州制分	円	円

2 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に(1)に掲げる行為又は当該作業路に係る造林計画期間内に(2)に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ支庁長にその旨届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければなりません。

(1) 当該補助事業の施行地を森林以外の用途へ転用（補助事業の施行地を売渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及び3において同じ。）又は補助事業施行地上の立木の全面伐採除去を行う行為。

(2) 当該補助事業で開設し又は改良した育成単層林作業路、育成複層林作業路、機能増進保育作業路、森林空間作業路、絆の森作業路、高性能林業機械作業路、特定林地改良作業路、衛生伐作業路、特定間伐作業路及び長期育成循環作業路（以下「育成単層林作業路等」という。）の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為。

3 事業計画に基づいて行う事業のある場合において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたときは、当該取消しに係る事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還しなければなりません。

4 作業路等（育成単層林作業路等を含む。以下同じ。）の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして支庁長が認めた場合を除く。）は、当該作業路につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければなりません。

5 必要に応じ、補植及び成林に必要な保育管理を行わなければなりません。

6 虚偽の申請、その他事業の実施に不正又は不当と認められる行為のあったときは、補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることがあります。

7 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合における、その後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

8 補助金の受領者は、その支払を明らかにした書類を5カ年間（当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して）は、整理保管しなければなりません。

（産業振興部林務課造林係）

事業の種類	支 庁	市	町	村	申請方法	林組判定
611 シヨカンハツ (タンクウ)	08 カミカワ		16 ミナミワラノチヨウ		3 シチヨウ ソ	

事業区分	申請番号	氏名	消費税	面積 ha	樹種	傾斜	施 業 内 容				伐木散 作 業 内 容	改 造	当 り			標準単価 円	標準経費 円	実行経費 円	査定 係数	査定経費 円	うち消費税 補助金額 円
							林笹	樹齡	文斜	画面			回数	下刈	散布						
4500101	ミナミワラノチヨウ		9	0.60	トト	29	1	2	1		2			0.00		37458	171238	97851	166333	3326	
4500102	ミナミワラノチヨウ (7-35)		9	1.00	カ	35	2	2	1		3			0.00		57597	263302	256256	426300	8525	
4500103	ミナミワラノチヨウ (-85)		9	2.72	カ	35	2	1	1		3			0.00		53973	246732	669860	1086556	179045	
4500104	ミナミワラノチヨウ		9	2.32	トト	31	1	1	1		2			0.00		36250	165715	362885	616904	12338	
4500105	ミナミワラノチヨウ		9	0.88	トト	31	1	1	1		2			0.00		36250	165715	137646	233998	4679	
4500106	ミナミワラノチヨウ		9	10.17	アカ	24	2	1	1		2			0.00		37458	171238	1793825	2819575	56383	
*****				17.69													3151378	3318315	5349666	106984	
																	3308934	3484229	5617129	2246849	
合計	1	6		17.69													3308934	5617129	2246849		



事業の種類	支 庁	市 町 村	申請方法	森組判定
681 スキムリタン (ゾウシツホイク)	08 カミカワ	16 ミナミワラノチヨウ	3	

事業区分	申請番号	氏名	消費税率	面積 ha	施 林		業 業		内 容				標準単価 円	標準経費 円	実行経費 円	査定係数	査定経費 円	うち消費税補助金額 円	
					積	種	傾計	回数	散佈方法	伐木作業内容	枝打(私高)	改 良							刈り
4500117	ミナミワラノチヨウ (7-86)		9	068	カ	2	1	1		3	1		000	57195	177649	170	287855	5757	
4500118	ミナミワラノチヨウ (-87)		9	048	ト	3	1	1		3	1		000	52361	105431	170	179232	3585	
4500119	ミナミワラノチヨウ (-91)		9	100	カ	2	1	1		3	1		000	57195	261248	170	423318	8467	
4500120	ミナミワラノチヨウ (-95)		9	272	カ	4	1	2		3	1		000	55181	615547	170	1046429	20929	
4500121	ミナミワラノチヨウ (-107)		9	344	カ	4	2	2		3	1		000	60820	933038	170	1548514	30969	
4500122	ミナミワラノチヨウ		9	084	カ	4	3	1		3	1		000	52361	184504	170	313656	6273	
4500123	ミナミワラノチヨウ		9	308	カ	4	3	2		3	1		000	57195	804644	170	1303821	26078	
4500124	ミナミワラノチヨウ		9	029	カ	4	3	2		3	1		000	57195	75762	170	122762	2456	
4500125	ミナミワラノチヨウ		9	032	カ	5	6	2		3	1		000	59611	87327	170	141186	2824	
4500126	ミナミワラノチヨウ		9	072	カ	4	8	2		3	1		000	59611	91693	170	148245	59298	
4500127	ミナミワラノチヨウ		9	008	カ	4	8	2		3	1		000	59611	22923	170	37061	706	
4500128	ミナミワラノチヨウ		9	076	カ	5	7	2		3	1		000	59611	207401	170	335316	6706	
4500129	ミナミワラノチヨウ		9	112	カ	4	2	2		3	1		000	60820	217771	170	352081	140832	
4500130	ミナミワラノチヨウ		9	024	カ	4	6	2		3	1		000	63236	303780	170	504167	10083	
4500131	ミナミワラノチヨウ		9	188	カ	4	6	2		3	1		000	59611	318969	170	529374	211749	
4500132	ミナミワラノチヨウ		9	016	ト	4	6	1		3	1		000	57195	68291	170	112329	2246	
合計																			



事業の種類	支庁	市	町	村	申請方法	森組判定
681	08		16		3	
スキップリタン (ソクウシホイク)	カミカワ		ミナミワラノチヨウ		シチヨウ ン	

事業区分	申請番号	氏名	消費税	面積 ha	施 業 内 容				樹種	傾計	回数	散佈方法	伐木作業内容	散佈面積 ha	改修面積 ha	刈出し面積 ha	かき起し面積 ha	良面積 ha	つる切り面積 ha	推進費諸掛費 円	標準単価 円	標準経費 円	実行経費 円	査定係数	査定経費 円	うち消費税補助金額 円
					樹齢	林管	傾計	回数																		
4500133	ミナミワラノチヨウ		9	0.16	カ	46	2	2	1		3	1		0.00					63236	289080	44050	45527	170	74885	1498	
4500134	ミナミワラノチヨウ		9	0.72	カ	36	2	1	1		3	1		0.00					57195	261462	46253	47803	170	78630	31452	
4500135	ミナミワラノチヨウ		9	4.20	カ	43	2	2	1		3	1		0.00					60820	278033	188253	197503	170	320030	6097	
*****				3.757															60820	278033	1112135	1139174	170	1890629	37811	
																				60820	278033	1167739	1196132	170	1985156	794062
																					9561159	9772291		16123959	322474	
																					10039206	10260889		16930136	6772044	
合計	1	35		3.757		10039206															10039206	16930136		16930136	6772044	

# 平成19年度 補助金等交付申請書

平成19年8月6日

北海道上川支庁長 様

申請者 住 所 空知郡南富良野町字幾寅  
氏 名 南富良野町長 池 部 彰

事業名 平成19年度 森林環境保全整備事業

上記の事業に関し補助金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

## 記

### 1. 事業の目的及びその概要

南富良野町における民有林林業を振興し、もって国土の緑化と森林資源の確保を図るため、森林整備103.90haを実施する。

### 2. 事業の着手及び完了の年月日

着 手 平成19年 4月19日  
完 了 平成19年 7月31日



# 事業実績書

(事業の区分 流域育成林整備事業)

番号	事業主体名	施行地	事業区分	事業の種類	事業細目	補助区分	樹種	林齢	面積	苗木本数	事業内容			備考
											散布回数及び方法	下刈回数	肥料種類数量	
5001-01	南富良野町	南富良野町字下金山	機能増進保育	抜き伐り		森林施設計画	カラマツ	54	0.24					
5001-02	"	南富良野町字東鹿越	"	"		"	"	43	1.92					7-24
5001-03	"	"	"	"		"	"	46	0.72					7-26
5001-04	"	"	"	"		"	"	37	0.08					7-27
5001-05	"	"	"	"		"	"	37	0.24					7-28
5001-06	"	"	"	"		"	"	44	2.32					7-31
5001-07	"	"	"	"		"	"	41	0.28					7-34
5001-08	"	"	"	"		"	"	42	0.36					7-37
5001-09	"	"	"	"		"	トドマツ	39	1.44					7-38
5001-10	"	"	"	"		"	カラマツ	46	0.32					7-44
5001-11	"	"	"	"		"	"	42	3.40					7-53
5001-12	"	"	"	"		"	トドマツ	39	0.12					
5001-13	"	"	"	"		"	カラマツ	48	0.16					7-55
5001-14	"	"	"	"		"	"	38	1.88					7-71
5001-15	"	"	"	"		"	"	41	0.40					7-76
5001-16	"	"	"	"		"	"	37	0.80					7-79
5001-17	"	"	"	"		"	"	42	0.68					7-86
5001-18	"	"	"	"		"	トドマツ	39	0.48					7-87
5001-19	"	"	"	"		"	カラマツ	42	1.00					7-91
5001-20	"	"	"	"		"	"	41	2.72					7-95
	小計								19.56					

